

平成 26 年 6 月 12 日

お客さま各位

株式会社東和銀行

「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」のご案内

平素は東和銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、新聞報道等にもありましたように、平成 22 年 3 月に米国において「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act=FATCA）」が制定されました。これは米国の納税義務者が、海外（日本等の米国以外の国）の金融機関の口座を利用し、米国の税金を逃れることを防止するため制定されたものであります。

FATCA は米国以外の金融機関も影響を受けるため、日米当局は FATCA が日本の国内法に抵触することなく円滑に実施されるよう相互に協力する声明(*1)を発表しました。FATCA および声明のなかでは、当行等の日本国内の金融機関が実施すべき手続き（以下「FATCA 確認」といいます。）が示されています。

「FATCA 確認」では、預金口座等を初めて開設する際や米国への転居をされる際などに米国の納税義務者（米国人等）であるかを確認するため、お客さまに FATCA に関するご質問をさせていただく場合や必要書類のご提示またはご提出をいただく場合があります。その結果、米国人等に該当する場合、お客さまの同意のもとに米国税務当局に預金口座情報等を報告させていただきます。対象となるお客さま、報告内容など概要につきましては下記のとおりです。

お客さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(*1) 正式には、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」といいます。

記

1. 米国税務当局への報告対象となるお客さま

(1) 個人の場合

- ① 米国市民（米国籍をお持ちの方）※米国で出生された方は、2. をご参照ください。
- ② グリーンカード保有者（米国の永住権をお持ちの方）
- ③ 米国に居住している方 ※米国居住とみなされる要件については、裏面をご参照ください。

(2) 法人の場合

- ① 米国で設立された法人等
- ② FATCA の枠組みに参加しない金融機関等
- ③ 主として投資事業を行う法人等のうち、米国人等である主要株主を有する法人等 (*2)

(*2) : 詳細は、裏面をご参照ください。

2. 個人の場合（米国で出生されたお客さま）

米国で出生された方は、現在の居住地に関わらず米国納税義務が生じる可能性があるため、所定の書類のご提出をいただく必要があります。なお、現在米国籍をお持ちの方で、将来米国籍を放棄する場合には、米国籍の放棄後に所定のお手続きが必要です。当行にご連絡ください。

3. 個人の場合（米国に居住している場合とは？）

一般的に、米国での滞在日数に関して、次の条件を満たす場合、米国税務上、米国に居住しているとみなされます。

— 以下の合計が 183 日以上 —

- ・ 当年の滞在日数
- ・ 前年の滞在日数の 3 分の 1
- ・ 前々年の滞在日数の 6 分の 1

4. 法人の場合（主として投資事業を行う法人等のお客さま）

投資事業を営む法人で、利息、配当金、一定の賃料収入またはこれらの収入を生み出す資産が総収入または総資産の過半を占める場合には、「主として投資事業を行う法人等」として取り扱われます。

— 「主として投資事業を行う法人等」に該当する場合 —

米国人等の主要株主が存在するか（議決権の 25% 超を保有する株主等である米国人等が存在するか）、追加確認を行います。その結果、米国人等の主要株主が存在する場合、お客さまに加えて米国人等の株主さまからも所定の書類のご提出が必要となります。

5. 米国税務当局への報告について

米国人等に該当する場合、お客さまや株主さまのお名前、ご住所、口座番号、納税者番号、口座残高、利息などを定期的に米国税務当局へ報告することが金融機関に求められています。そのため、報告対象となるお客さまや株主さまから情報開示に関する同意書のご提出をいただいたうえで、米国税務当局へ報告させていただくことになります。

6. FATCA 確認にご協力いただけない場合

FATCA 確認にご協力いただけない場合、当行での口座開設が初めてのお客さまは、日米当局の求めにより口座開設することができません。また、既にお口座をお持ちのお客さまは、口座をそのままお持ちいただけますが、米国税務当局および国税庁からの租税条約に基づく指示により、お客さまの口座情報等は国税庁経由で米国税務当局に提供される可能性があります。

7. 取扱開始時期

平成 26 年 7 月 1 日から、上記のお取扱いとさせていただきます。

（お願い）

FATCA に関する税務上のお取扱いがご不明な場合には、弁護士、税理士などの専門家に必ずご確認ください。

以 上